

資源化施設（美・サイクル館）では、資源にできないものを作業員が取り除く作業をしています。不適切な分別の代表的な例をお知らせします。

●不適切な分別のプラスチック製容器



●汚れているプラスチック製容器
可燃系埋立ごみで排出してください。



●ナイロン製バッグ
不燃系埋立ごみで排出してください。



●プラスチック製ハンガー
不燃系埋立ごみで排出してください。



●荷造り用ひも類
不燃系埋立ごみで排出してください。

●不適切な分別のペットボトル



●ペットボトルではありません
プラスチック製容器で排出してください。



ペットボトルですが、ラベルがついています。中をすすいでキャップとラベルを外して排出してください。

○このほかにも不適切な分別があります。ごみ分別ハンドブックなどを参考にして、適切な分別にご協力をお願いします。

問 市・環境保全課 ☎42-1806

12月の粗大ごみ収集日

▼収集の申し込みは収集日2日前の15:00までをお願いします。

日程と収集地区

- 17日(水) 大町、瀬越町、港町、明元町、幸町、本町
- 18日(木) 寿町、礼受町、浜中町、沖見町、平和台
- 19日(金) 見晴町、宮園町、錦町、開運町、栄町
- 24日(水) 三泊町、塩見町、春日町、元町、船場町、花園町、末広町、旭町
- 25日(木) 住之江町、泉町、野本町、千鳥町、元川町、神居岩、堀川町、高砂町、五十嵐町
- 26日(金) 東雲町、緑ヶ丘町、南町、潮静、大和田、藤山町、幌糠町、中幌、樽真布、南幌、峠下町、東幌

問 申 留萌南部衛生組合 ☎43-2555

児童扶養手当法の一部改正について

▼児童扶養手当法が改正され、12月1日以降は公的年金給付などの額が児童扶養手当の額よりも低い場合には、その差額分の手当が支給できるようになります。申請が必要となりますので、該当すると思われる方は下記までお問い合わせください。

問 市・教育委員会子ども課 ☎42-1808

- 申請・認定された場合、申請の翌月分から支給対象となります。
- 12月1日に支給要件を満たしている方が平成27年3月までに申請された場合、12月分から支給されます。

